



# 1 働き方改革の推進

## (1) 中小企業等における働き方改革・人材確保に向けた支援の充実

(厚生労働省)

### 【要望項目】 制度・予算

地域において働き方を推進するためには、中小企業・小規模企業等が主体となり、働く人の視点で実践することが重要であることから、企業の取組を促進するため、自由民主党の雇用問題調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会合同会議で提案された各都道府県に設置する会議体を中心とした体制づくりを進めるとともに、その会議体を通じて企業の自主的な活動を支援できるよう、国において仕組みを構築すること。

### 《現状・課題等》

- 国においては、本年3月「働き方改革実行計画」を策定し、長時間労働の是正や柔軟な働き方が行いやすい環境整備など、「働く人の視点に立った働き方改革」を実現するため、改革の理念を盛り込んだ基本法の策定に向けた取組を進めています。  
また、6月に行われた自由民主党の雇用問題調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会合同会議（以下、「自由民主党合同会議」）において、企業の取組を推進するため、都道府県単位での会議体設置に関して提案がありました。
- 本県においては、8月の有効求人倍率が1.62倍と、1.4倍以上が1年以上継続するとともに、就業地別の有効求人倍率では全国でも上位となるなど労働力不足の状況が続いています。また、県が実施した県内事業所アンケートでは、人材不足を経営課題にあげる企業が昨年度より2.4ポイント増の66.3%となり、県内企業における人材確保の困難さが鮮明となっています。  
こうした中、本県では、企業の自主的な活動を後押しし、自走できる取組へと発展させていくため、行政、労働者団体、商工団体等からなる「三重県働き方改革会議」の設置に加え、企業向けセミナーの開催、専門家派遣による個別の長期コンサルティングの実施等により企業における働き方改革の取組を支援しています。さらに8月に自治体単独では全国初となる金融機関との働き方改革に関する協定を締結しました。  
これらの取組により、コンサルティングを受けた企業において採用エントリーが5倍（調剤薬局）、介護施設での離職者ゼロなどの成果が出るとともに、企業主導による情報交換会や勉強会が開催されるなど自主的な展開も始まっています。
- 働き方改革を中小企業等や地域社会全体に根付かせ、企業における人材の確保・定着、生産性の向上につなげるためには、地域のフロンティア企業による実践的な勉強会やネットワークづくりなど、引き続き企業の自主的な活動を後押しすることが必要です。  
そのためには、自由民主党合同会議で提案された各都道府県に設置する産・金・労・官からなる会議体を中心とした体制づくりを進めるとともに、その会議体を通じて企業の自主的な活動を支援できるよう、国がその必要経費を助成できる制度を創設するなどの仕組みづくりが必要です。

# 1 働き方改革の推進

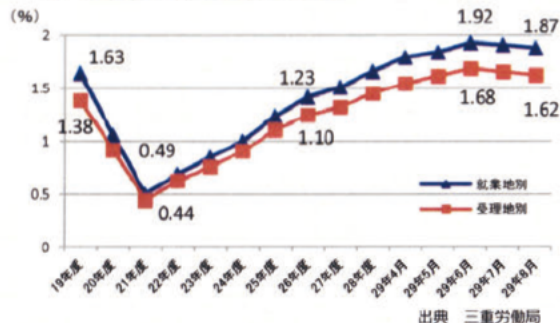
## (1) 中小企業等における働き方改革・人材確保に向けた支援の充実

(厚生労働省)

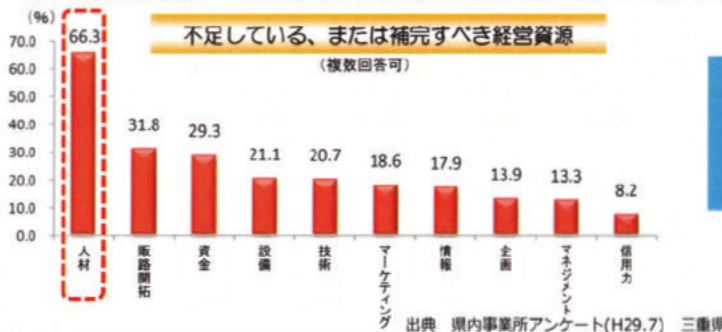
### 現状

### なぜ今三重県で働き方改革が必要か

■平成29年8月の有効求人倍が1.62倍  
1.4倍以上が16か月継続

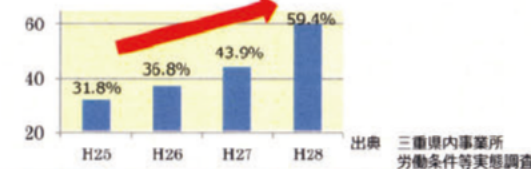


■66.3%の企業で「人材確保」が課題  
61.4%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答



- 三重県内の中小企業では人材不足が大きな課題
- 人材確保、生産性向上のためには、誰もが能力を発揮できる「働き方改革」を企業自らが行うことが重要

ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業の割合



### 三重県の取組

### 企業の自主的な活動を後押しし、自走できる取組へ

#### 県内中小企業の先進事例

平成27年度から地方創生交付金を活用して、県内企業の「ワーク・ライフ・バランス」を支援

- 意識改革セミナー
- 「ハローワーク」養成
- 専門家のサポート
- 報告会の開催

「採用エントリー数が5倍！」  
(調剤薬局業：従業員数 約60名)

○少人数でも回るシフト、業務の効率化など女性が働きやすい職場づくり

⇒ 採用エントリー数が前年の5倍に向上！

「介護施設で、離職者ゼロ！」  
(介護事業：従業員数 約70名)

○「感謝の言葉」→コミュニケーションが活発化  
→信頼関係の向上、積極性の発揮  
⇒ 職員満足度向上！

既に生産性向上に取り組んできた経営者が「働き方改革」をイノベーションツールとして活用  
⇒ 大きな成果に！

小規模企業だからこそできる取組！

三重県の労働生産性 全国5位

#### 県内企業への普及

- 「働き方改革」全国シンポジウムが三重県で開催
- 県内企業向けセミナー開催



・「働き方改革」全国シンポジウムに約200名参加  
本県の取組を紹介→全国へ拡散  
・セミナーに県内外から160名参加！

全国初！

先進企業の取組が普及に直結

#### 県内企業の自走的取組

- 中小企業家同友会等における会員企業向けセミナー開催
- 企業主導の「働き方改革」情報交換会



県内フロンティア企業が自らの取組を拡散  
⇒ 相互に意見交換を進め、自走できる取組へ！

三重県内での水平展開！！

課題  
自走し始めた県内企業の動きをさらに加速化するためには、引き続き企業の後押しが必要！！

行政

企業×行政

企業

企業等の実態把握、支援策の検討等によりサポート

三重県働き方改革会議 (産・金・労・官からなる会議体)

### 【要望項目】

地域において働き方改革を推進するためには、中小企業・小規模企業等が主体となり、働く人の視点で実践することが重要であることから、企業の取組を促進するため、自由民主党の雇用問題調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会合同会議で提案された各都道府県に設置する会議体を中心とした体制づくりを進めるとともに、その会議体を通じて企業の自主的な活動を支援できるよう、国において仕組みを構築すること。

# 1 働き方改革の推進

## (2) 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組

(厚生労働省)

【要望項目】 制度・予算

### 1 医師の確保に向けた取組

- (1) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 若手医師が医師不足地域において地域医療を担うため、キャリア形成に対する支援だけでなく、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であることから、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、子育て中の医師等の就労継続・復職支援等に取り組む医療機関に対する評価について診療報酬へ反映すること。

### 2 看護職員の確保・育成に向けた取組

今後の医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与しており、県内の医師数は徐々に増加していますが、地域偏在の課題解消には、まだ時間を要する状況にあります。引き続き、地域偏在の解消に向けて、医師確保を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、今後、県内の中核病院から医師不足地域の医療機関への医師の配置を進めていくため、長期的な観点から十分な予算確保が必要です。
- 平成29年4月6日にとりまとめられた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」報告書では、地方で勤務する意思のある医師が多いものの、医師が勤務を敬遠する理由として、労働環境への不安や希望する内容の仕事ができないという理由の他、特に若い世代では研修環境などキャリア形成への不安が挙げられています。一方、本県が臨床研修医に対して実施したアンケート結果によると、へき地勤務の希望時期が専門医資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代では、へき地勤務希望が少ない傾向がありました。

このため、若手医師が医師不足地域において地域医療を担うためには、平成 30 年度予算概算要求がなされているキャリア形成に対する支援だけでなく、子育て支援など働きやすい環境整備が必要であることから、勤務環境改善の取組に対する十分な予算確保が必要です。

- 医師をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善を図るためには、医療機関の主体的な取組を通じて、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備等を図りつつ、制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなどの勤務環境改善に取り組む必要があります。
- 本県では、平成 27 年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、8つの医療機関を認証しています。さらに、勤務環境改善の取組を進めるため、改善部分がある医療機関に対しては、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）が助言・支援を行っています。  
医師等の働き方改革を進めていくためには、当該認証制度を国の制度とし、審査項目の見直しなど評価内容の精度を高めていくとともに、診療報酬への反映や認証を受けた医療機関への助成など国全体で取り組む必要があります。
- 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。
- 在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、在宅医療介護連携のキーパーソンとなる看護職員が、多職種と連携しながら患者のケアを中心的に担うことが求められています。本県では「三重県プライマリ・ケアセンター」を設置し、多職種連携により地域でプライマリ・ケアを実践できる看護師等の育成を行っているところです。
- 一方、在宅ケアに資するため、褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の医療ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師（特定行為研修修了者）についても、育成・確保を図る必要があります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 健康保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

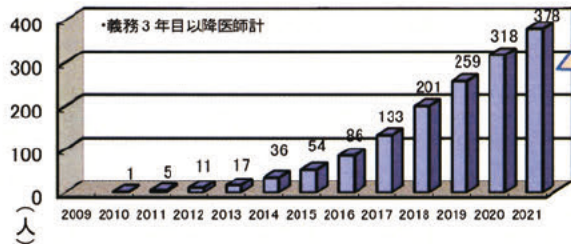
# 1 働き方改革の推進

## (2) 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組 その①

(厚生労働省)

### 医師の確保・育成に向けた取組

#### ■三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人数

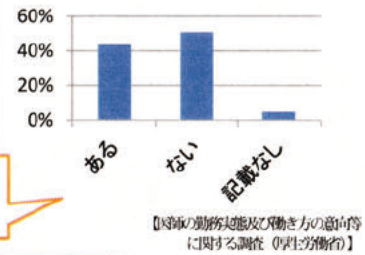


初期研修を終えた義務3年目以降の医師数は、2017年度(平成29年度)時点で133名

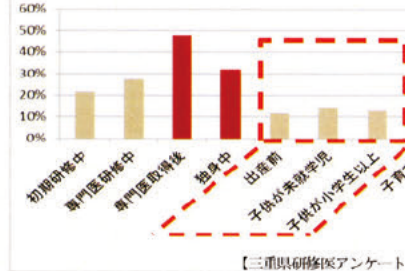
医師の44%が地方で勤務する意向あり

医師数は増加傾向だが、地域偏在の課題が残る

#### ■医師の都市部以外で勤務する意向



#### 研修医のへき地勤務希望時期



へき地勤務希望時期は専門医資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代ではへき地勤務希望が少ない傾向

#### ■三重県医師看護師需給状況調査(H25)

地域	需要層	2010年		2015年		2020年		2025年		2030年		2035年	
		人数	(率)	人数	(率)	人数	(率)	人数	(率)	人数	(率)	人数	(率)
北勢	需要層	1,692		1,770	-20%	1,819	-18%	1,859	-16%	1,878	-14%	1,872	-12%
	供給層	1,340		1,305		1,486		1,561		1,612		1,647	
中勢伊賀	需要層	614		633	50%	641	60%	643	67%	637	75%	624	82%
	供給層	923		957		1,022		1,075		1,113		1,139	
伊賀サブ	需要層	388		396	-40%	398	-44%	396	-42%	388	-39%	373	-35%
	供給層	202		208		221		231		238		243	
南勢志摩	需要層	505		514	-7%	513	2%	511	7%	505	12%	494	18%
	供給層	471		488		522		549		566		581	
伊勢志摩サブ	需要層	563		562	-18%	552	-8%	537	0%	517	7%	491	15%
	供給層	462		478		510		536		554		567	
東紀州	需要層	202		190	-42%	189	-32%	179	-26%	168	-19%	155	-10%
	供給層	118		121		128		133		137		139	
県全体	需要層	3,964		4,072	-11%	4,111	-5%	4,125	-1%	4,093	-3%	4,008	8%
	供給層	3,626		3,646		3,889		4,086		4,222		4,314	

「地方勤務の意思がない理由」として、**専門医の取得や仕事内容への不安**などがある。

若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、**キャリア形成支援**だけでなく、**子育て支援**など働きやすい環境の整備も必要

### 全国初!

#### ■「女性が働きやすい医療機関」認証制度 (平成27年度三重県創設)

妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど、勤務環境改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。これまでに8医療機関を認証。



＜認証医療機関からの声＞  
 ・職員のモチベーションが上がり、離職率が改善した  
 ・就業希望者が増えた  
 ・職員の意識向上につながった など  
 【認証医療機関へのアンケート(H27)】



### 【要望項目】

- (1) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 若手医師が医師不足地域において地域医療を担うため、キャリア形成に対する支援だけでなく、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であることから、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、子育て中の医師等の就労継続・復職支援等に取り組む医療機関に対する評価について診療報酬へ反映すること。

# 1 働き方改革の推進

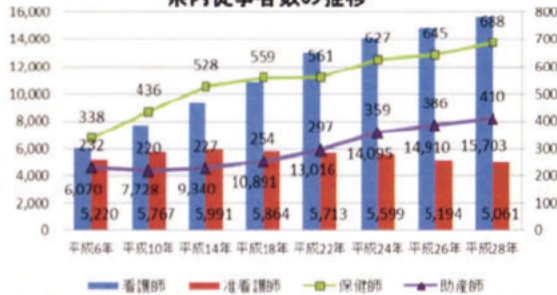
## (2) 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組 その②

(厚生労働省)

### 三重県の看護職員不足の現状

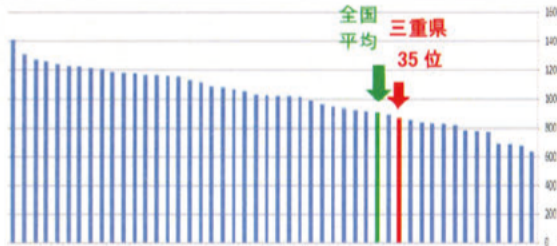
看護職員数は、年々増加しているが、不足は依然深刻

#### 県内従事者数の推移



出典：厚生労働省「平成6～28年衛生行政報告例」

#### 都道府県別看護師数（人口10万人対）



出典：厚生労働省「平成28年衛生行政報告例」

●キャリアデザインが特にない者 1,825人 (63.6%)

【H27年度三重県看護職員のキャリアアップ形成に関する調査（三重県）有効回答率49.5%（2,870/5,800人）】

多様なキャリアデザインを支援

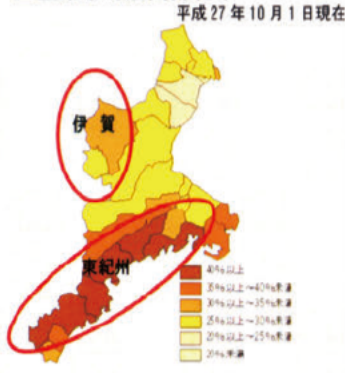
### 三重県の在宅医療の現状

#### 三重県における医療需要推



出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査（H26年末）

#### 三重県市町別高齢化率



出典：三重県戦略企画部統計課「年齢別人口」

#### 三重県の取組

○多職種連携により地域でプライマリ・ケアを実践できる医療介護従事者育成のための教育・研究機関として三重県プライマリ・ケアセンターを設置。

◆医療過疎地域で活躍が期待されるプライマリ・ケアエキスパートナースを育成（県立一志病院）



第3回プライマリ・ケアエキスパートナース研究会  
「介護施設における看護の役割を理解し、介護施設の看護師との連携を深める」

※プライマリ・ケアエキスパートナースとは・・・

身近にあって、何でも相談のってくれる総合的な看護を提供し、患者の思いや家族・地域を大切にすることをもちながら、多職種と連携しつつ地域に貢献できる高度な知識・技術・態度を修得した看護師。

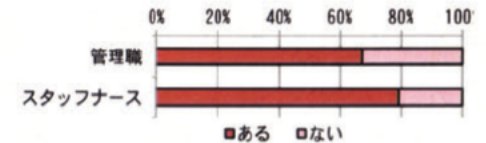
### 在宅ケアの向上のために

在宅医療に必要な褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の一定の医療行為（特定行為）を、医師等の判断を待たずに、手順書に基づいて提供できる看護師を養成することにより、患者へのケアの質の向上をめざす。

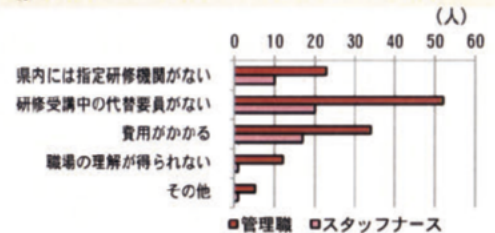
#### ●訪問看護師への意識調査

【平成28年6月三重県実施】

日頃の訪問看護の現場で特定行為研修の必要性を感じられることがあるか



特定行為研修を受講するにあたり、支障となることは何か



特定行為研修の受講促進

#### 【要望項目】

2 今後の医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

## 2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

### (1) 「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組の推進

(厚生労働省)

#### 【要望事項】 制度・予算

- 1 「新しい社会的養育ビジョン」(以下、「新ビジョン」)に基づく取組の推進にあたっては、子どもや保護者といった当事者の視点を十分にふまえつつ、国と地方、関係団体との協議の場を通じて得た意見を取り入れること。また、国民の理解と協力が不可欠であるため、国が主体となった本格的な啓発活動を積極的に展開し、新しい社会的養育の考え方をはじめ、これからの里親制度や法律的要件の見直しが行われている特別養子縁組などについて国民への浸透を図ること。
- 2 ケアニーズに応じて委託費を加算できる制度など里親手当を充実するとともに、里親養育の職業化を検討すること。また、諸外国でも多く活用されているキンシップ・ケアを推進するため、親族里親要件の緩和(保護者の行方不明等の場合)を検討すること。
- 3 里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関事業の在り方を明示するとともに、円滑な実施に向け、経済的支援など、同事業を適切に実施できる仕組みを早期に構築すること。
- 4 市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、施設職員が専門性を生かして市町村の取組を支援する仕組みなどを構築し、市町村の在宅支援体制を強化すること。また、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築すること。
- 5 児童相談所が子どもの権利保障の拠点として、「新ビジョン」の実現に向けた取組を着実に推進できるよう、機能分化(調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能)および機能強化(相談支援・一時保護)を図るとともに、里親委託の専門部門の設置を義務づけ、それらが可能となるよう地方交付税上の措置を講じること。
- 6 施設の従来が発展的に引き継がれる形の将来像を早急に明示するとともに、その実現に向け、施設が実施する専門性の向上や多機能化、他施設との複合化に対する具体的な支援策を構築すること。
- 7 「新ビジョン」に基づく都道府県等計画の見直しにあたっては、国の方針と支援策を明確に示すとともに、各都道府県等が「新ビジョン」の実現に向け、各地域の現状と課題をふまえて設定する工程や目標を尊重すること。
- 8 子どもの未来に寄与し、予防できる子どもの死を無駄にすることなく再発防止につなげていくため、CDR(全ての子どもの死の検証)の制度整備を図ること。

#### 《現状・課題等》

- 「新しい社会的養育ビジョン」(以下、「新ビジョン」という。)は、平成28年に改正された児童福祉法の理念をふまえ、子どもが権利の主体であることを明確にした上で、社会的養育の充実を図るため、家庭への養育支援から代替養育までのビジョンと工程が示されており、これからの取組の指針となると考えられます。「新ビジョン」の実現には、国民全体の認知度を高め、理解を深めていくことが不可欠であるため、国が主体となって地方と一体となった本格的な啓発・広報活動を積極的に展開する必要があります。



- 「新ビジョン」がめざす里親委託の数値目標を達成するには、里親登録者数を大幅に増やす必要があるため、里親制度を見直し、里親手当を充実させるとともに、子どもの困難度や提供するサービスなどのケアニーズに応じて委託費を加算できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。また、職業としての里親が定着するよう社会意識の形成を進めることも必要です。さらに、国連の代替養育に関するガイドラインでは、親族による養育が最初に選択すべき手段とされており、親族里親制度が諸外国で多く活用されています。日本でもこの制度の活用を促進するために、親族里親の要件緩和（保護者の行方不明等の場合）を検討する必要があります。

【参考】 本県の現状値に基づく試算では、新ビジョンの目標を達成するには、里親・ファミリーホームへの委託を現在の121名から10年後には294名（2.43倍）にする必要がある。また、里親登録数も262名から637名に増やす必要があり、過去最多の昨年度の登録者数（29名）を大きく上回る毎年38名の登録のペースを10年間続けなければならない計算となる。

- 「新ビジョン」が求めている里親委託率50%以上をめざした場合、対応の難しいケースも含めて里親委託を進めていく必要があります。これに対応していくには、里親の意識の向上やスキルアップ、さらには里親の支援体制の構築が不可欠であるため、国として、里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関事業の在り方を明示するとともに、円滑な実施に向け、経済的支援など適切な支援の仕組みを確立する必要があります。
- 市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、施設職員が専門性を生かして市町村の取組を支援する仕組みなどを構築し、市町村の在宅支援体制を強化する必要があります。また、里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築する必要があります。

#### 参考) 児童福祉法

##### 〔都道府県が行う業務〕

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他の必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

(略)

##### へ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

###### (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
- (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

- 施設入所から里親委託へのシフトが進めば、そのフォローを行う児童相談所の業務量増大が見込まれます。また、家庭復帰計画の策定や養子縁組の推進などの永続的解決をめざしたソーシャルワークを実施するには、組織体制の一層の強化が不可欠です。「新ビジョン」に基づき、児童相談所が子どもの権利保障の拠点として取組を着実に推進できるようケースワーカーを増員し、調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させるとともに、機能の強化（相談支援・一時保護）を図る必要があります。また、里親委託のコーディネートや里親の研修、パーマネンシー保障のための家庭復帰計画、養子縁組推進等を進める専門部門の設置を義務づけ、それらが可能となるよう地方交付税措置を講じていく必要があります。
- 施設の存続に影響しかねない抜本改革の方針や数値目標の変更が十分な説明のないまま「新ビジョン」が示されたため、施設関係者の納得が得られていない状況です。国が早急に、従来の努力が発展的に引き継がれる形の将来像を明示し、新たな社会的役割に対する支援策（財政的支援、人材育成面の支援など）を提示することが必要です。（本県の試算では、計画後10年で県内で173名の措置児童数減（403名⇒230名）が見込まれています。）
  - 【参考】施設関係者からの意見には次のようなものがある。
    - ◇受け入れ体制が整わない中で原則里親に移行し、ケアニーズに応えられるのか。
    - ◇行政と連携して推進している現在の15年計画をわずか3年で見直すことや、小規模化・地域分散化の検証が不十分なことへの不信感
    - ◇先行きの不透明さがもたらす人材流出、入所者の減による経営難への危機感 等
- 本県では、平成27年度から三重県家庭的養護推進計画に基づく取組を積極的に推進し、全国平均を大きく上回るペースで委託率を上げてきましたが、「新ビジョン」をふまえると、これまでの計画を大きく見直す必要があります。「新ビジョン」では、市区町村や児童相談所、施設などの役割を大きく見直すことを前提に目標を設定していますが、中核市から小規模市町村までを抱える都道府県においては、政令市と異なり、調整を進める上での課題も多く、これまで連携して取組を進めてきた関係者とこれまでの成果と課題を検証した上で、新たな目標の設定や工程を検討していく必要があります。
- 本県では、現在、有志の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策に生かすため、県レベルのCDR実施に向けて検討を行っています。しかし、現段階では、死亡検証のための正確なデータ収集の在り方、個人情報の保護や守秘義務から各関係機関の情報共有が困難であること等課題も多く、国における集約システム構築や関係機関からの情報提供を可能とするための法的整備が必要です。

# 2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

## (1)「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組の推進

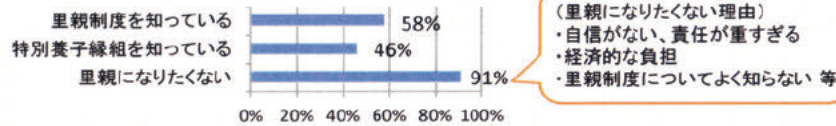
(厚生労働省)

### 里親・ファミリーホームの現状と課題

〈里親委託率について〉  
 (平成27年度末)  
 三重県 21.0%  
 全国平均 17.5%

〈新しい社会的養育ビジョン〉  
 ・3歳未満の子ども 概ね 5年以内に75%  
 ・3歳以上就学前の子ども 概ね 7年以内に75%  
 ・学童期以降の子ども 概ね 10年以内に50%

〈里親制度・特別養子縁組に関する全国調査〉 (H28.3 日本財団調査より抜粋)

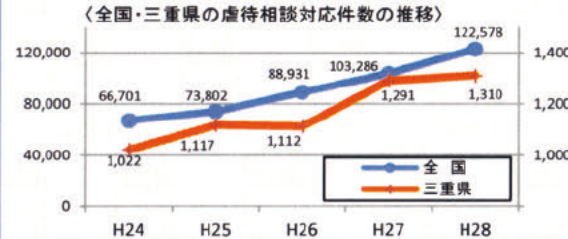


〈里親委託児童の被虐待経験や障がい等の有無について〉  
 (H25.2 厚生労働省による児童養護施設等調査結果より抜粋)  
 被虐待経験のある児童の割合 31.1%  
 心身の障がい等のある児童の割合 20.6%

**課題** ・里親登録者を大幅に増やす必要がある  
 ・里親の養育力の向上、里親支援体制の構築が不可欠

### 児童相談所の現状と課題

〈現状〉・平成26年度に策定した『三重県家庭的養護推進計画』に基づく取組を推進  
 ・虐待相談対応数の増加  
 ・里親委託推進に向けた取組による業務量の増加



〈新しい社会的養育ビジョン〉  
 ・都道府県計画の見直し  
 ・子どもの権利保障の拠点としての役割  
 ・児童相談所の機能分化・機能強化  
 ・里親委託推進  
 ・一時保護の在り方の検討  
 ・司法関与の整備  
 ・永続的解決を目指したソーシャルワーク

**課題** ・国の方針と支援策の迅速な提示  
 ・機能分化、機能強化に向けた財政支援  
 ・職員の専門性向上  
 ・里親業務を担う専門部門の設置

### 乳児院・児童養護施設の現状と課題

〈現状〉 (入所機能)  
 ・要保護児童の80%以上が生活  
 ・多職種によるチーム養育  
 ・一時保護  
 ・里親支援専門相談員の活動  
 (地域支援機能)  
 ・児童家庭支援センター

〈新しい社会的養育ビジョン〉  
 【新たな社会的役割】  
 (入所機能) (アセスメント機能)  
 ・ケアニーズの高い児童 (一時保護)  
 ・施設の小規模・分散化 (乳幼児のアセスメント)  
 (相談・通所機能) (里親支援)  
 ・児童家庭支援センターの充実 (フォスタリング機関事業)

**課題** ・施設に大きな影響を与えるビジョンの説明が不十分  
 ・施設の専門性の向上と多機能化に向けた方針の明示と財政支援が必要

### 市町村の子ども家庭支援体制の充実

〈新しい社会的養育ビジョン〉  
 ・子どものニーズにあったソーシャルワーク体制づくり  
 ・子ども・子育て支援、子どもの貧困対策など、全体的な施策の充実  
 ・ショートステイ事業の充実、親子入所支援の創設

**課題** ・市町村の在宅支援体制を強化するための仕組みづくりと財政支援  
 ・里親の普及啓発に取り組む市町村への財政支援

### CDRの制度整備

〈新しい社会的養育ビジョン〉  
 ・子どもの死を検証し、子どもを守る制度や技術の向上をめざし、CDR制度をおおむね5年以内に確立

**課題** ・検証のためのデータ収集の在り方  
 ・個人情報の保護や守秘義務から、関係機関での情報共有が困難

### 【要望項目】

- 1 「新しい社会的養育ビジョン」に基づく取組の推進にあたっては、子どもや保護者といった当事者の視点を十分にふまえつつ、国と地方、関係団体との協議の場を通じて得た意見を取り入れること。また、国が主体となった本格的な啓発活動を展開し、新しい社会的養育の考え方や里親制度、特別養子縁組などについて国民への浸透を図ること。
- 2 ケアニーズに応じて委託費を加算できる制度など里親手当を充実するとともに、里親養育の職業化を検討すること。また、キンシップ・ケアを推進するため、親族里親要件の緩和を検討すること。
- 3 里親フォスタリング機関事業の在り方を明示するとともに、経済的支援など適切な支援の仕組みを早期に構築すること。
- 4 市町村が在宅支援体制を強化できるよう財政支援策を充実させるとともに、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築すること。
- 5 児童相談所が「新ビジョン」の実現に向けた取組を着実に推進できるよう、機能分化および機能強化、里親委託の専門部門の設置が可能となる地方交付税上の措置を講じること。
- 6 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる将来像を早急に明示し、施設が実施する専門性の向上や多機能化、他施設との複合化に対する具体的な支援策を構築すること。
- 7 「新ビジョン」に基づく都道府県等計画の見直しにあたっては、国の方針と支援策を明示するとともに、各都道府県等が現状と課題をふまえて設定する工程や目標設定を尊重すること。
- 8 子どもの未来に寄与し、予防できる子どもの死を無駄にすることなく再発防止につなげていくため、CDR(全ての子どもの死の検証)の制度整備を図ること。

## 2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

### (2) いじめ・不登校対策の推進

(文部科学省)

#### 【要望項目】 制度・予算

いじめをはじめ様々な悩みを抱える子どもに的確に対応するため、SNSを活用した相談体制の構築やシステム運用に係る経費および相談員の人件費や、いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に係る人件費および実践的な教材の開発に係る経費等、調査研究事業の実施に係る必要な予算を確保すること。また、いじめは社会全体の問題であるとの認識に立ち、いじめ対策に学校、家庭、県民、事業者等が連携協力して、社会総がかりで取り組む地域を、調査対象として選定するとともに、年度当初から事業着手ができるよう、速やかに事業の実施に係る要項を示すこと。

#### 《現状・課題等》

- 本県では、「三重県いじめ防止条例（仮称）」を制定（平成30年3月を予定）し、社会総がかりでいじめ防止に取り組むこととしています。いじめ防止には、子どもたち一人ひとりが互いに尊重し、認め合い、勇気を出して主体的に行動できる力を育むこと、子どもたちやその保護者にとってより相談しやすい環境を充実させることが重要です。
- 本県はいじめの認知件数は増加傾向にあり、教員は積極的にいじめを認知するとともに、早期発見に努めています。しかし、子どもたちの発するサインを見つけることが難しい事案が、パソコンや携帯電話等によるいじめです。問題行動等調査におけるいじめの態様のうち、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が全認知件数に占める割合は、すべての校種において増加傾向にあります。パソコンや携帯電話等によるいじめの防止対策として、子どもたちがより相談しやすい環境をつくり出すことが重要であり、子どもたちの身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口が必要となっています。また、SNSによる通報は周囲に知られずにできることから、子どもたちがいじめを目撃した際、傍観者とならずに通報でき、いじめを抑止するために主体的に行動することが期待できます。このため、本県ではSNSを活用した相談と電話相談の双方の長所を生かした相談のあり方について調査研究し、常設化に向けて検討していくこととしています。
- 本県においては、平成29年度に「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業を活用し、弁護士によるいじめ防止授業を実施したところであり、現在、弁護士の助言をふまえ「いじめ事例別ワークシート（仮称）」の作成を進めています。平成30年度は、授業を通じて「三重県いじめ防止条例（仮称）」を周知するとともに、子どもたちがいじめ防止に主体的に行動できるよう、ワークシートを活用した弁護士によるいじめ予防授業を定着させることとしています。さらに、弁護士がその専門性を生かし、いじめ解決に向けた提案を行うなどして多忙な学校現場を支援することも検討しています。
- こうした取組を推進するためには、「SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究（新規）」および「いじめ防止対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究（継続）」事業の予算を確保するとともに、年度当初から事業着手ができるよう、速やかに事業の実施に係る要項が示される必要があります。

## 2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進 (2) いじめ・不登校対策の推進

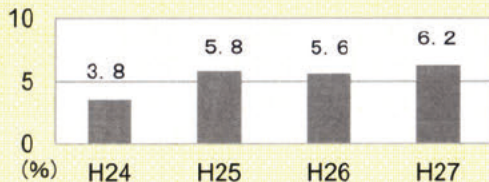
(文部科学省)

SNSを活用した  
相談体制の構築に向けた調査研究

### ◆三重県におけるいじめ認知件数

	H24	H25	H26	H27
小学校	975	621	536	871
中学校	630	529	310	504
高等学校	126	54	61	125
特別支援学校	7	5	3	10
合計	1,738	1,209	910	1,510

### ◆「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」認知件数に占める割合【三重県】



スクールロイヤー  
活用に関する調査研究

### ◆いじめ相談のための弁護士派遣校数

H27 1校 H28 6校 H29 (4月～8月) 3校 ※対象:小・中・高等学校

### ◆弁護士と教師によるいじめ防止授業の実施

#### 子どもたちの感想

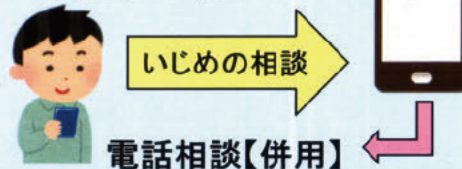
- いじめが始まった時、一番大事なのは、周りにいる人だ
- ささいな一言で相手は傷ついてしまうことがわかった
- いじめられている子が「辛い」と言える信頼できる人になる
- いじめはひとつの勇気で止めることができる

選定に感謝!

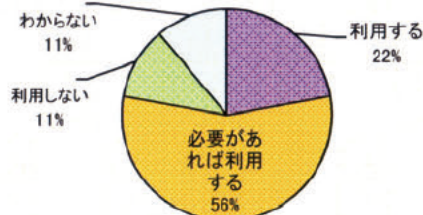
### 相談体制の充実

#### 【SNSを活用した相談窓口】

若年層が活用しやすいスマートフォン等を活用したいじめや悩みを相談できる窓口の設置

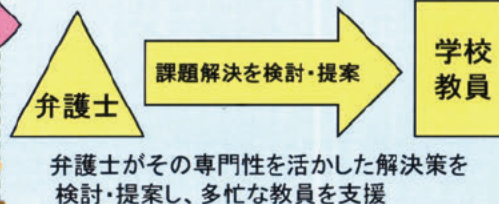


#### ◆「SNSで悩みを相談できる窓口がある」とすれば、あなたは利用しますか



「高校生 ICT Conference in 三重」アンケート集計

#### 【弁護士によるいじめ相談】



### 主体的に行動する力の育成

#### 【SNSを活用した取組】



#### 【弁護士によるいじめ防止授業】

- ・弁護士会と連携した出前授業
- ・「いじめ事例別ワークシート」の活用
- ・授業を通じた三重県いじめ防止条例の周知

#### 三重県いじめ防止条例(仮称)

～社会総がかりでのいじめ防止の取組～  
(H30.3制定予定)

- いじめは社会全体の問題であることを周知・啓発
- 子どもたちが主体的に行動する力を育成
- いじめについて相談・通報しやすい窓口を設置

すべての県民が「心豊かに安全・安心で快適に生活できる」社会の実現

### 【要望項目】

いじめをはじめ様々な悩みを抱える子どもに的確に対応するため、SNSを活用した相談体制の構築やシステム運用に係る経費および相談員の件数費や、いじめ防止等の対策のためのスクールロイヤー活用に係る件数費および実践的な教材の開発に係る経費等、調査研究事業の実施に係る必要な予算を確保すること。  
また、いじめは社会全体の問題であるとの認識に立ち、いじめ対策に学校、家庭、県民、事業者等が連携協力して、社会総がかりで取り組む地域を、調査対象として選定するとともに、年度当初から事業着手ができるよう、速やかに事業の実施に係る要項を示すこと。

### 3 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

#### 【要望項目】 制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

#### 《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルートと駅位置を速やかに公表し、工事に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な開業につなげていくことが重要と考えています。

このため、沿線自治体が一体となり、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を新たに立ち上げ、事業主体のJR東海等への協力体制を構築したところです。平成29年度骨太の方針で掲げられた「建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。」については、沿線自治体等とも連携して取組を進め、早期の公表実現を図る必要があります。

また、現在、進められている東京・名古屋間の建設工事等を検証し、工事進捗上の行政手続きにかかる課題等を継続的に把握して、今後の工事や事業の円滑化等に効果のある対策を講じておくことが有効と考えており、例えば、「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」で求めている大深度地下使用等に関する手続きの円滑化など、リニアの早期全線開業に向けた必要な行政手続きの簡素化や弾力的な運用策等を講じるための体制を事前に関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。

- 2 リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付けるスーパー・メガリージョンが形成されます。これにより、地方においては、地域間、圏域間の広域連携、対流が促進され、地方創生や観光誘客など魅力ある地域づくりに繋げていくことができます。こうしたリニアの整備効果を確実なものとするためには、ルートおよび駅位置を早期に確定させ、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。

このため、具体的には、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによる、リニア駅を核とした公共交通ネットワークの構築を図るとともに、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりを、リニア名古屋・大阪間の開業に合わせて進めることが重要と考えており、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

# 3 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

## 【現状】

リニア中央新幹線東京・名古屋間の整備事業が2027年の開業に向けて進められる中、財投債を原資とする財政投融資の活用により、リニアの全線開業が最大8年間前倒しされることとなりました。

また、「骨太の方針2017」では、名古屋・大阪間の駅とルート公表に向けて必要な連携・協力に取り組む方針が示されています。

## 【課題】

リニア中央新幹線の早期全線開業のためには、東京・名古屋間の着実な事業実施を図るとともに、名古屋・大阪間の早期工事着手および円滑な工事の実施に向けた準備や体制づくりを沿線自治体等と連携しながら進める必要があります。

また、リニア効果を地方創生につなげるためには、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置を早期に決定し、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりなどに速やかに取り組む必要があります。

## 【名古屋・大阪間の新たな連携体制「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を結成】

## 【リニア中央新幹線 三重・奈良・大阪ルート】



## 【要望項目】

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

## 4 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

### 【要望項目】 制度・予算

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保し、各自治体の政策実現につながる制度創設や財政措置を講じること。

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、各自治体が行う事前キャンプ地誘致、フラッグツアー、聖火リレー等の取組にかかる財政支援等の制度を充実させること。
- 2 ラグビーワールドカップ 2019 の開催にあっても、その効果を一過性に終わらせず、広く地域の活性化に資するため、公認チームキャンプ地としての地方自治体の負担軽減のための支援をさらに充実させること。
- 3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍に加え、その後も将来にわたって競技スポーツを担う人材を育むために、指導者の確保・養成や選手の活動強化などの取組への支援を行うこと。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

### 《現状・課題等》

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国民的な大規模イベントを控え、地方全体が盛り上がりつつある中、スポーツ関連予算は地方が主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各自治体それぞれのスポーツ関連施策を推進するために、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、東京だけでなく全国各地で開催機運が醸成されるとともに、開催効果が各地域に波及し、地域の活性化につながることも重要です。本県においても、今年を「スポーツイヤー・元年」と位置づけており、特に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を大きなチャンスと捉えてスポーツへの機運醸成や地域の活性化に取り組む、「スポーツを通じた元気な三重づくり」を進めていくこととしています。



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組の一環として、多くの自治体が各国代表チームの事前キャンプ地誘致に取り組んでおり、日本各地でキャンプが実施されることによって、地域活性化や国際交流が図られることとなります。本県でも、昨年開催された伊勢志摩サミットで関係ができたカナダを重点国として、キャンプ地誘致に取り組んでいます。しかし、キャンプ地誘致の実現には、環境整備費や交流事業費など多額の費用が自治体の負担となるため、これらに対する財政支援が必要です。

また、フラッグツアーや聖火リレーの成功のためには、国と地方が連携・協力することにより地方全体が盛り上がるのが不可欠ですが、そのための費用負担や国・組織委員会と都道府県との間での役割が明確にされていない部分が多く残っています。フラッグツアーや聖火リレーにかかる地方の負担を軽減し、実施に向けての機運醸成が図れるよう、地方への財政支援が必要です。

- 2 2019年に開催されるラグビーワールドカップは、各自治体においても、各国を代表するトップアスリートに身近に接することができる絶好の機会であることから、本県においても、公認チームキャンプ地候補として申請しているところです。大会では、会場地となる自治体だけでなく、公認チームキャンプ地に選定された自治体においても、環境整備や交流事業に多額の費用がかかることから、十分な予算確保が不可欠となります。大会が成功し、スポーツに対する関心をより一層高め、地域活性化や国際交流が促進されるよう、関係自治体への財政支援のさらなる充実が必要です。
- 3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での地元出身選手の活躍は、地域住民にとって夢と希望を与えるとともに、地域の一体感や活力を生み出します。競技スポーツを担う人材が、国内外での活躍を通じて地域住民に夢と希望を継続して届けるためには、特にジュニア・少年の時期から十分な環境のもとで時間をかけて育成することが重要です。地方においても、優れた資質を有する人材をトップアスリートとして育成することができるよう、指導者の確保・養成や選手への活動支援など、地域において競技力を高めるための取組に対する財政支援が必要です。

4 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県、開催市町村では、大会運営、競技役員の養成、施設整備などに大きな財政負担が生じていますが、国の開催都道府県に対する財政措置は十分なものとなっていません。

また、「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」では、オリンピック競技大会の実施競技・種目で、国民体育大会で未実施の競技・種目・種別について、一定の調整が整ったものを正式競技として実施することとしており、その経費等については、開催県および会場地市町村に負担の生じないよう対応するとしていますが、開催前年の準備も必要であり、開催県や会場地市町村が当初想定していなかった財政負担を負う可能性があります。

さらには、第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）から、新たにボッチャ競技が導入されます。競技のスムーズな運営のためには、会場の整備や競技役員の養成等、開催県や会場地市町に大きな負担が生じることが予想されます。

県担当課名 地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課、競技力向上対策課、国体・全国障害者スポーツ大会準備課  
関係法令等 スポーツ基本法

# 4 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

## 【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック等の国民的な大規模イベントを控え、地方全体が盛り上がりつつある中、スポーツ関連予算は地方が主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各自治体のスポーツ関連施策を推進するために、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

三重県のスポーツ推進の本格展開



## 自治体の取組

### ①東京オリンピック・パラリンピック

- ・事前キャンプ地の誘致
- ・フラッグツアー、聖火リレー

費用負担や役割の整理が必要

○キャンプ地誘致トップセールス(カナダ)



### ②ラグビーワールドカップ

- ・公認チームキャンプ地の誘致

環境整備や交流事業が必要

### ③次代の競技を担う人材の育成

- ・指導者の確保・養成
- ・ジュニア・少年選手の活動強化

継続した育成が重要

### ④国体・全国障害者スポーツ大会

- ・成功に向けた開催準備

開催経費の県負担が約9割

「機運醸成」「人材育成」「交流促進」「地域活性化」

## 課題

- 財政負担が大きい
- 支援制度が少ない
- 国と地方の連携・協力

## 【要望項目】

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保し、各自治体の政策実現につながる制度創設や財政措置を講じること。

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、各自治体が行う事前キャンプ地誘致、フラッグツアー、聖火リレー等の取組にかかる財政支援等の制度を充実させること。
- 2 ラグビーワールドカップ2019の開催にあたっては、その効果を一過性に終わらせず、広く地域の活性化に資するため、公認チームキャンプ地としての地方自治体の負担軽減のための支援をさらに充実させること。
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍に加え、その後も将来にわたって競技スポーツを担う人材を育成するために、指導者の確保・養成や選手の活動強化などの取組への支援を行うこと。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

## 5 訪日外国人旅行者の増加に向けて地方を重視した誘客の促進

(国土交通省、観光庁)

### 【要望項目】 制度・予算

地方への訪日外国人旅行者の増大に向けて、クルーズ船の誘致強化、欧米からの旅行者や益々増大するFITの誘客を促進していくため、十分な予算確保に努めること。

また、確保した予算については、日本政府観光局（JNTO）による事業も含め、本県をはじめとする各地方の魅力ある観光地への誘客につながる取組に対して、重点的に予算執行すること。

### 《現状・課題等》

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中、訪日旅行者全体の84%を占めるアジアのみならず、海外旅行市場の大きさに対して訪日旅行者数が十分に大きいとはいえない欧米からの誘客を拡大していくとともに、益々増大するFITの誘客に取り込んでいく必要があります。  
訪日外国人旅行者数が年々増加している中、平成28年訪日外国人消費動向調査によると、観光・レジャーを目的として訪日した外国人の訪問率が高い上位5都府県は、大阪府（44.7%）、東京都（44.5%）、千葉県（35.4%）、京都府（33.2%）、福岡県（10.6%）となっています。残り42道県の訪問率は10%未満で、特に、本県をはじめとする34県については5%未満と、地方へより多くの訪日外国人旅行者を誘客することが求められています。
- 訪日外国人旅行者から「三重県が旅の目的地としてまだまだ認識されていないこと」が課題であり、伊勢志摩サミット開催により向上した知名度や、平成30年度に新名神高速道路（新四日市JCT～亀山西JCT）および東海環状自動車道（大安IC～東員IC）の開通により県内高速道路の利便性が高まることを生かしていきたいと考えています。
- 本県においては、四日市港や鳥羽港を新たな観光のゲートウェイとして、多くの乗船客が県内各地を訪れていただけるよう、クルーズ船誘致に取り組んでいます。さらに、県内の魅力ある観光地に訪日外国人旅行者を呼び込むため、豊かな自然を生かした自然体験プログラムの開発、地方の交通事情をふまえたレンタカーによる周遊の促進や、英語、繁体字、タイ語によるInstagram等SNSでの情報発信に取り組み、周遊性や滞在性を高め、観光消費額の向上をめざしています。
- こうした取組をより推進し、訪日外国人旅行者数の更なる増加を図るためには、国、日本政府観光局（JNTO）、広域連携DMO等と連携した情報発信を強化し、積極的な誘客に取り組むことが重要であるとともに、国においては、平成30年度予算を確保し、日本政府観光局（JNTO）による事業も含め地方への重点的な支援が必要です。

県担当課名 雇用経済部観光局観光誘客課、海外誘客課  
関係法令等 明日の日本を支える観光ビジョン

# 5 訪日外国人旅行者の増加に向けて地方を重視した誘客の促進

(国土交通省、観光庁)

## 現 状

- 訪日外国人旅行者の訪問先は、大都市に集中し、三重県への訪問率は0.7% (観光庁平成28年訪日外国人消費動向調査)  
上位5都府県:大阪府(44.7%)、東京都(44.5%)、千葉県(35.4%)、京都府(33.2%)、福岡県(10.6%)
- 三重県の平成29年1月～6月の外国人延べ宿泊者数は124,750人と前年より減少(対前年比64.4%)  
(観光庁宿泊旅行統計調査(速報値))



## 三重県を取り巻くチャンス

平成28年5月伊勢志摩サミット開催

平成30年度に新名神高速道路(新四日市JCT～亀山西JCT)・東海環状自動車道(大安IC～東員IC)が開通予定



四日市港臨港道路霞4号幹線の整備

- 三重の豊かな自然・文化
- ・伊勢志摩国立公園(ナショナルパーク)
  - ・世界遺産 熊野古道伊勢路
  - ・祈る皇女斎王のみやこ 斎宮
  - ・忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー
  - ・ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」
  - 鳥出神社の鯨船行事
  - 上野天神祭ダンジリ行事
  - 桑名石取祭の祭車行事
  - ・真宗高田派本山専修寺

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催

チャンスを生かす

周遊性・滞在性の向上

観光消費額の増加

## 三重県の取組

クルーズ船誘致  
・地元経済界と連携した誘致  
・県内周遊の促進

- 《海外クルーズ船寄港予定(平成30年)》  
(四日市港)  
・イタリア客船「コスタ ネオロマンチカ」1月  
・英国客船「ダイヤモンド・プリンセス」6月～11月(5回入港)  
(鳥羽港)  
・英国客船「ダイヤモンド・プリンセス」10月

四日市港や鳥羽港を新たな観光のゲートウェイに  
県内をはじめ、京都、岐阜、滋賀、奈良等への周遊を促進



SNSでの情報発信

平成29年6月、英語、中国語(繁体字)、タイ語によるInstagramでの情報発信を開始

欧州・富裕層の誘客

フランス・台湾にレップ(県に代わって営業活動を行う代理人)を設置し、現地の旅行会社やメディアへのセールス等プロモーションを展開

インバウンド向け体験プログラムの充実

ゴルフツーリズムの推進

第一回日本ゴルフツーリズムコンベンションを平成30年10月に三重県で開催(国内初開催)

地方の交通事情を踏まえたレンタカーによる周遊の促進

伊勢志摩サミット開催による知名度の向上や経験を生かしたMICE誘致

サミット後、初の政府系国際会議となる「持続可能な観光国際年」記念 国際観光シンポジウムが鳥羽市で開催(平成29年10月17日～19日)

平成29年9月25日、公益社団法人三重県観光連盟が日本版DMO候補法人登録申請

【課題】・国、JNTO、広域連携DMO等と連携した情報発信の強化  
・観光施策に充てる財源の確保

## 【要望項目】

地方への訪日外国人旅行者の増大に向けて、クルーズ船の誘致強化、欧米からの旅行者や益々増大するFITの誘客を促進していくため、十分な予算確保に努めること。  
また、確保した予算については、日本政府観光局(JNTO)による事業も含め、本県をはじめとする各地方の魅力ある観光地への誘客につながる取組に対して、重点的に予算執行すること。

## 6 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

(内閣府)

### 【要望項目】 制度・予算

- 1 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。
- 2 地方が「地方目線」「当事者目線」で、その地域の実情に応じてきめ細かに実施する少子化対策の取組を継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算額を増額かつ補助率を従来通り 10/10 として制度の恒久化・拡充を図るとともに、予算の総額を確保すること。また、結婚支援に対する取組に加え、「第2子の壁」克服に向けて、男性の育児参画の推進等に関する取組も対象分野として明確に位置づけること。

### 《現状・課題等》

- 合計特殊出生率と一定の関連が見られる「家族関係社会支出の対GDP比」は、出生率の回復を実現した諸外国が3%程度であるのに対し、日本では徐々に増加しているものの依然として1%前半にとどまっています。この比率が2%に上昇すると合計特殊出生率が2.10に達するとする研究結果\*もあることから、未来への投資として、当面は2%台をめざして、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要です。  
※参考文献 加藤久和・中野論(2016)「少子化対策で将来の出生率や人口はどうか?—少子化対策と出生動向に関する将来シミュレーション」『少子化は止められるか?』(有斐閣) 135~152頁
- 幼稚園から大学まで、子ども一人あたりの教育費の平均額は、すべて公立で約800万円、すべて私立だと約2,300万円で、子育て家庭の大きな負担となっており、特に大学にかかる教育費の負担が大きくなっています。一方多くの子育て世代が対象となっている所得税における特定扶養控除は、対象が19歳から22歳までに限られ、23歳以降の大学生は対象になっていない上に、扶養控除額の上乗せ額も所得税25万円(計63万円)、住民税12万円(計45万円)となっており、国公立大学の年間授業料相当額(約50万円)にも満たない額となっています。
- 地域少子化対策重点推進交付金は、平成30年度当初予算概算要求で53.2億円と平成29年度当初5.7億円および平成28年度補正予算40億円と比べ大幅に増額され、補助率も1/2に加えて10/10や3/4が盛り込まれましたが、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、財源不足に悩む地方が対策を継続できるよう、当初予算額を増額かつ補助率10/10の事業メニューを用意する等して制度の恒久化・拡充を図る必要があります。
- 本県では平成28年度補正の地域少子化対策重点推進交付金を十分に活用し、市町や企業、大学との連携方策も含むみえの出逢い支援事業実施計画(仮称)の策定を進めながら様々な取組を実施していますが、これらの取組をより成果につなげるためには平成30年度以降も取組を継続する必要があることから、平成30年度概算要求で明記された「結婚支援に対する取組」を引き続き対象分野として位置づけることが必要です。
- 出生率を回復したと言われるスウェーデンやフランスでは男性の育休取得率が高く、我が国においても男性の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高い傾向が見られることから、平成30年度概算要求で明記された男性の育児参画の推進に関する取組を地域少子化対策重点推進交付金の対象分野として明確に位置づけ、「第2子の壁」克服に向けて、国、地方、企業等が連携して取り組むことが重要です。

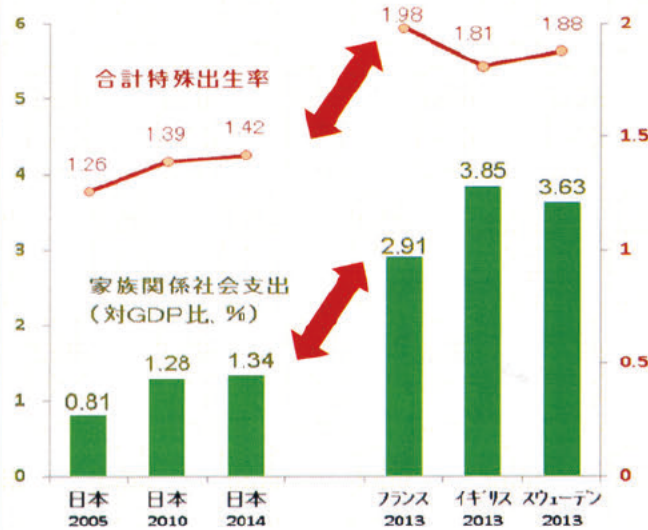
県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

# 6 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

(内閣府)

## 諸外国の合計特殊出生率と 家族関係社会支出の対GDP比



(出典) 平成26年度社会保険費用統計 (国立社会保障・人口問題研究所) 他  
合計特殊出生率のうち諸外国は2014年

家族関係社会支出の対GDP比が2%に上昇すると、我が国の合計特殊出生率が2.10に達するとの研究結果もある

## 交付金のおかげで、きめ細かな少子化対策の取組が進展

地域少子化対策重点推進交付金(28補正)

総合的な結婚支援 7事業 84,656千円(全国1位)

採択に感謝!

協創

市町 結婚支援担当者会議  
大学 高等教育コンソーシアムみえ  
企業 みえ次世代育成応援ネットワーク

みえ出逢いサポートセンター

会員 2,415人 31%UP

出逢い応援団体 95団体 34%UP

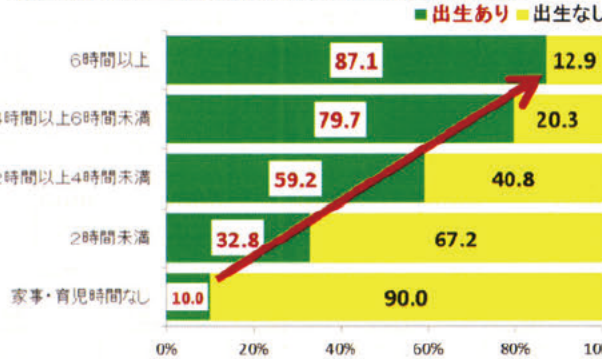
平成29年4月～9月の伸び率



夫の家事・育児時間が長いほど  
第2子以降の出生割合は高い

「第2子の壁」克服には、  
男性の育児参画の推進が重要!

夫の休日の家事・育児時間別に見た第2子以降の出生の状況



(出典) 平成29年版少子化社会対策白書

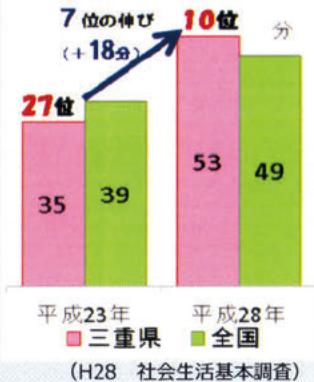


みえのイクボス同盟 (28.4発足)

イクボス充実度  
三重県が第1位!!

H28 NPO法人ファザーリングジャパン調査

6歳未満の子がいる世帯の夫の育児時間が増加



ご尽力に感謝!

30年度 分野 男性の家事・育児参画の促進を明記  
概算要求 予算 53.2億 (28補正: 40億、29当初5.7億) 補助率10/10 (当初では初!) 等

結婚、出産、子育ての希望がかなう社会に向けて!

### 【要望項目】

- 1 未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。
- 2 「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算額を増額かつ補助率を従来通り10/10として制度の恒久化・拡充を図り、予算総額を確保すること。「第2子の壁」克服に向けて、男性の育児参画の推進等に関する取組も対象分野として明確に位置づけること。

## 7 地域における家庭教育推進への支援

(文部科学省)

### 【要望項目】 制度・予算

- 1 「地域における家庭教育支援総合推進事業」の国の補助率を1/3から2/3に引き上げるとともに、地域の実情に応じた取組に補助対象を拡大するなど制度の弾力化を図ること。
- 2 「先駆的家庭教育支援推進事業」について、地方の課題により対応できるような企画提案方式の委託契約制度の導入や一都道府県あたりの配分額の増額を図るとともに、制度を恒久化すること。

### 《現状・課題等》

- 子どもの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は、まさに「教育の原点」です。家庭がその重要な役割を十分に果たせるよう、地域、学校等、企業、行政などが一体となって多様な家庭や、子どもの育ちを支える社会環境づくりが必要であり、そのためには、地域の実情に応じた家庭に寄り添う施策を市町村と連携・協力して、継続的に進めていくことが不可欠です。
- 国においては、地方における家庭の教育力向上の取組を支援するため、「地域における家庭教育支援総合推進事業」により、家庭教育支援チームの組織化や家庭教育支援員の配置を推進していますが、当該事業の補助率は国1/3、地方2/3となっており、財政状況の厳しい地方にとって、新規の事業構築が非常に難しい状況にあります。  
また、家庭教育支援員の配置を必須とするなど、画一的な組織体制整備を求められており、多種多様な課題を有する地域の実情に応じた事業構築に応えきれないものとなっていることから、地方での取組をより積極的に進めるため、国の補助率を2/3に引き上げるとともに、地域の実情に応じた組織化に要する費用についても補助対象とするなど制度の弾力化が必要です。
- さらに、「先駆的家庭教育支援推進事業」として、地方への委託方式により、訪問型家庭教育の支援の取組も推進を進められていますが、事業申請手続きにかなりの時間を要するとともに、地方の実情に応じた柔軟な委託契約が難しく、課題解決に向けた地方の創意工夫が生かしくにくい状況です。  
加えて、一都道府県あたりの配分額が一次募集400万円、二次募集300万円と少ないうえに、単年度契約であり、県内各地域での訪問型家庭教育の支援、早期実現には課題が多い状況です。そのため、地方の課題に応じた企画提案方式の委託契約制度の導入や予算額の大幅な増額、制度の恒久化が必要です。



# 7 地域における家庭教育推進への支援

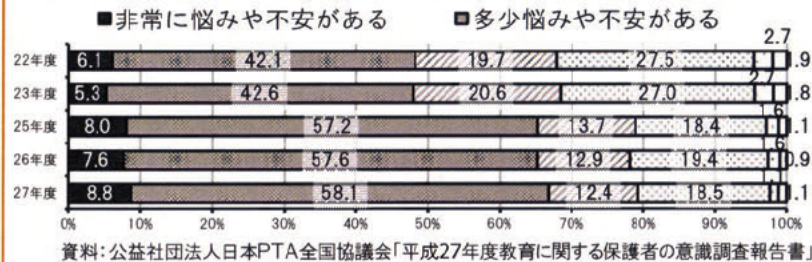
(文部科学省)

## 【現状・課題】

- ・少子化や共働き家庭の増加等の子どもを取り巻く環境の変化  
⇒ 家庭の多様化、孤立化、貧困等
- ・子どもの生活習慣等に課題  
⇒ 就寝時間、スマホ・スマートフォン利用等

「教育の原点」である家庭教育の充実が重要  
家庭の自主性を尊重した上で、地域との協創が必要

## ●子育てについての保護者の悩みや不安の程度(全国)



## 現在の取組内容

<28年度>

○「みえ家庭教育応援プラン」を策定

家庭教育応援のあり方の基本方針と望ましい取組方策を明示

<29年度>

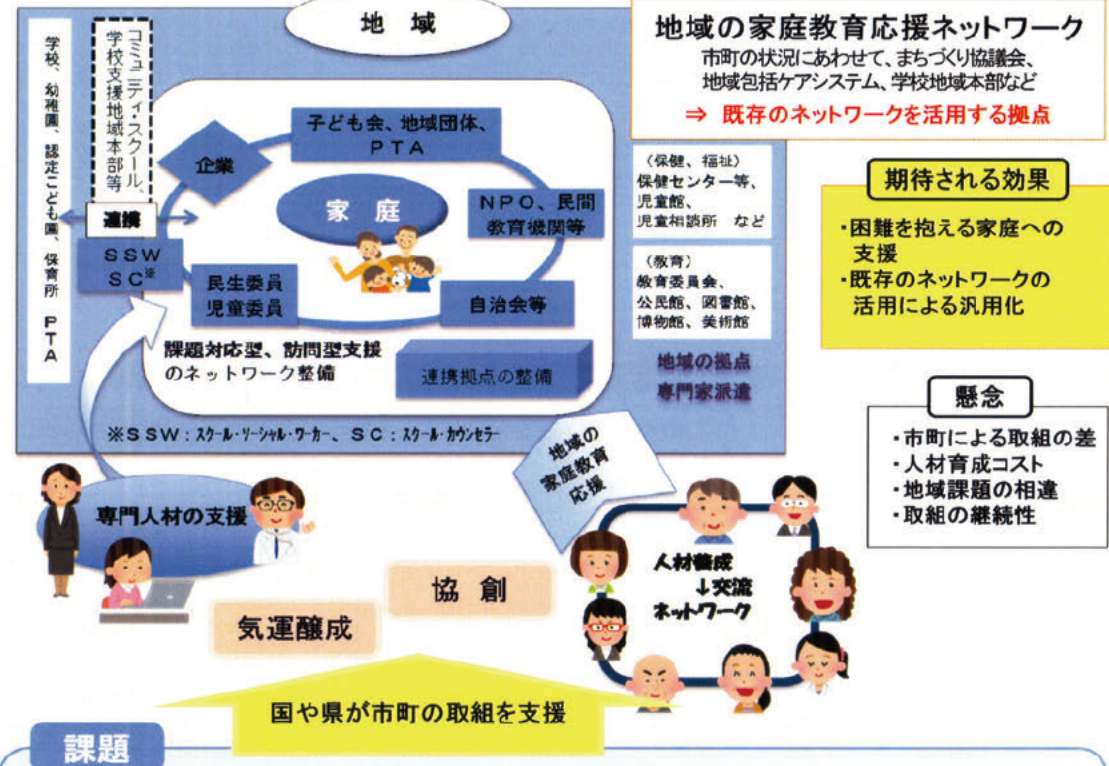
- 気運醸成として家庭教育応援フォーラムの開催
- 学習プログラムの提供
- 市町のモデル事業(訪問支援につながる人材育成とネットワークづくり)
  - ・名張市:家庭教育人材育成講座、実践研修など
  - ・玉城町:民生委員・児童委員等を対象とした研修会など

地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン  
「先駆的家庭教育支援事業」を活用しています。

ありがとうございます！！

家庭教育を応援する取組は、未来への投資として、速やかに取り組む必要がある。

## 家庭教育を応援する地域のネットワークづくり



家庭を取り巻く地域、学校等、企業、行政等などが一体となって多様な家庭を継続的に支えていく必要があるが、地方は財源の確保が困難  
(既存の国の補助対象の拡大、制度の弾力化、恒久化が求められる。)

“子どもたちの豊かな未来の実現に向けて！”

## 【要望項目】

- 1 「地域における家庭教育支援総合推進事業」の国の補助率を1/3から2/3に引き上げるとともに、補助対象の拡大など制度の弾力化を図ること。
- 2 「先駆的家庭教育支援推進事業」について、地方の課題により対応できるような企画提案方式の委託契約制度の導入や一都道府県あたりの配分額の増額を図るとともに、制度を恒久化すること。

## 8 地方創生インターンシップの推進

(内閣官房)

【要望項目】 制度・予算

首都圏や大都市圏などからの人材環流をめざした地方創生インターンシップを効率的かつ効果的に推進するため、特に積極的に取組を進める地方のインターンシップ推進協議会等に対して、国においてコーディネーターの配置、養成等に関する人的・財政的支援を行い、全国への普及啓発を図ること。

《現状・課題等》

- 本県では、県内高校を卒業した大学進学者のうち、約80%が県外の大学へ進学しています。本県と就職支援協定を締結した県外大学の学生のUターン就職率は関西圏で22.6%、中京圏でも33.7%となっており、県内高等教育機関卒業生の県内就職率は48.8%となっています。また、県が実施した事業所アンケートによると、66.3%の企業において「人材確保」が課題、61.4%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答するなど県内企業における人材確保が喫緊の課題となっています。  
さらに、2015年版中小企業白書によると、全国では中小企業（中規模企業・小規模事業所）における就業者の新卒採用3年目までの離職率は約40%となっており、中小企業におけるの定着促進も課題となっています。
- 本県においては、都市部におけるU・Iターン就職セミナーの開催、関西・中京圏の大学と就職支援協定の締結を行うとともに、県内商工団体、三重労働局、県内大学や就職支援協定締結大学等の参画を得て、「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を設置し、県内外の学生が県内企業等で働く魅力を体感できるようなインターンシッププログラムの成果を検証するとともに、企業や学生の募集、サポートおよびインターンシップについての普及・啓発などを実施しています。  
これまでに実施した課題解決型インターンシップ事業では、6次産業化の販売促進プログラムの開発、新卒社員募集のノウハウの取得、従業員のスキルアップにつながったなどの声も聞かれたほか、コーディネーターから定期的にアドバイスを受けることにより、インターンシップ事業の円滑な実施やインターン生の成長につながるなどの成果がありました。  
また、本年実施した夏休みを利用した飲食店への長期インターンシップにおいては、企業と学生による共同プロジェクトとして地元和菓子店への企画参入・商品開発交渉、イベント企画・啓発など、新たな取組も進んでおり、受入れ企業および学生相互に意義のあるインターンシップの実施により、取組内容が拡散し、参加企業数、学生数も増加（県外の9大学からも参加）しているところです。
- こうした取組を継続・拡大するためには、企業、商工団体、学生、大学等にこれまでの取組事例を周知し、PDCAサイクルを回しながら進めていくとともに、きめ細かなフォローを行うコーディネーターが必要不可欠です。  
このためには、積極的に取組を進める地方のインターンシップ推進協議会等に対して、国においてコーディネーターの配置、養成等に関する人的・財政的支援を行い、全国への普及啓発を図ることが必要です。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課  
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

# 8 地方創生インターンシップの推進

(内閣官房)

## 現 状

- 県内の高校を卒業した大学進学者のうち、約8割が県外大学へ進学 (H29文部科学省学校基本調査)
- 就職支援協定締結大学生のUターン就職率は関西圏で22.6%、中京圏で33.7% (H27三重県調べ)
- 中規模企業・小規模事業所の新卒採用3年目までの離職率は約4割 (2015年版中小企業白書)
- 66.3%の企業では「人材確保」が課題、61.4%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答 (H29三重県内事業所アンケート)

「三重には働く場所が少ない！」  
(就職支援協定締結大学の学生の声)



社員が集まらない。  
若い社員がすぐ辞めてしまう！

## 三重県の取組

学生に県内中小企業を知り、その魅力を実感してもらうため

### ■インターンシップ事業の推進

#### 特徴① 課題解決型インターンシップ等の実施

企業の課題を学生と共同で解決するプロジェクトに取り組む学生及び企業相互に意義あるインターンシップをきめ細かいフォローで実施。

【実践例】飲食店での和スイーツ

#### バイキング立ち上げプロジェクト

- ・地元和菓子店へ企画参入交渉
- ・和スイーツ商品開発交渉
- ・チラシ制作・魅力あるイベント企画



インターン学生企画の和スイーツ

企業の発展、人材の育成、会社を知ってもらうためにも効果的！

学生の成長、コミュニケーション力UP  
就業意識の向上

#### 特徴② 県外大学生の積極的な参加

魅力的なプログラムと  
きめ細かいフォローにより

県外から9大学の  
学生が参加！

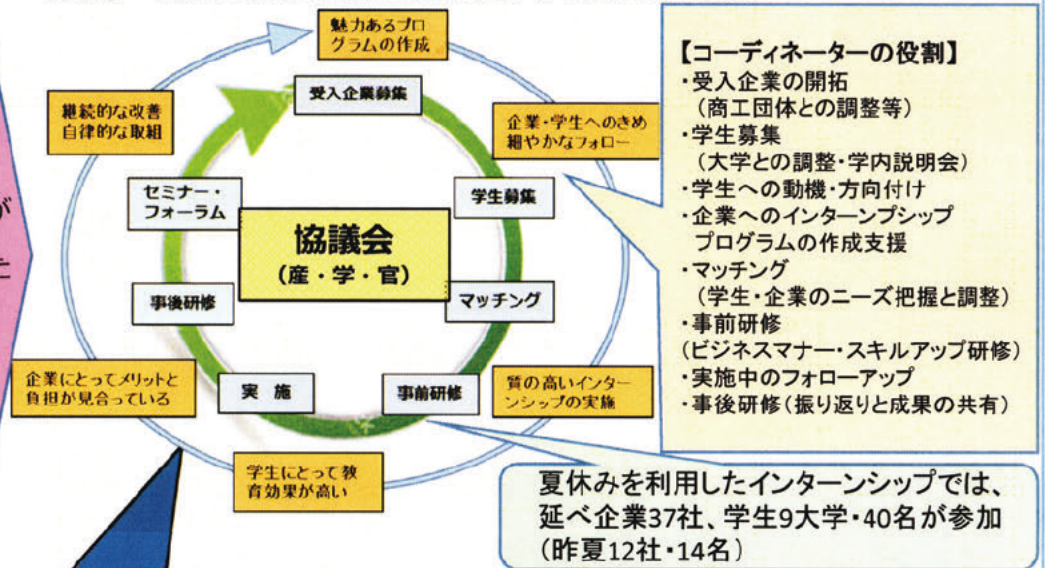


- 関西・中京圏の就職支援協定締結大学等への情報発信
- みえの企業まるわかりNAVI(企業データベース)による情報発信

産学官が連携し、継続した取組

## 三重U・Iインターンシップ推進協議会

### 特徴③ 県外の就職支援協定締結8大学が委員として参加



インターンシップの推進には、きめ細かいフォローを行う  
コーディネーターが必要！

### 【要望項目】

首都圏や大都市圏などからの人材還流をめざした地方創生インターンシップを効率的かつ効果的に推進するため、特に積極的に取組を進める地方のインターンシップ推進協議会等に対して、国においてコーディネーターの配置、養成等に関する人的・財政的支援を行い、全国への普及啓発を図ること。

## 9 グローバル化に対応する強い農業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

### 【要望項目】 制度・予算

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会はもとより、輸出の促進や消費者ニーズの多様化を見据え、農業競争力の強化を図るため、国際水準 GAP (グローバル GAP、アジア GAP、JGAP 家畜・畜産物) の認証取得に向けた取組を加速すること。
  - (1) 都道府県が、GAPの指導人材を育成し、生産現場において的確な普及指導に取り組み、また、農業者の認証取得に向けたチャレンジを円滑に支援していけるよう、新しく創設される「GAP拡大推進加速化事業」の予算を十分に確保すること。
  - (2) 国際水準GAPに対する消費者の理解が進むよう、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用した情報発信に取り組むこと。
- 2 農畜産物の輸出促進に向け、二国間協議を強化すること。
  - (1) 柑橘の検疫条件緩和に向けたタイとの協議を進めること。また、台湾とのインポートトレランス (残留農薬基準) 設定に向けた取組を強化すること。
  - (2) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾やマカオ等との協議を強化すること。
  - (3) 茶の輸出拡大を図るため、輸入関税が撤廃されるEUとのインポートトレランス (残留農薬基準) 設定に向けた取組を強化すること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県では、本年7月24日に開催した「三重県GAP推進大会」において、「みえGAPチャレンジ宣言」を行うなど、農業者や関係団体、三重県が一丸となってGAP認証の取得促進に取り組んでいます。
  - (1) 食のグローバル化が進んでいく中で、国際水準GAPの必要性がますます高まっていることから、農畜産経営体や産地等に対する指導・支援活動をきめ細かに行えるよう、GAP推進に意欲的に取り組む都道府県に対し、「GAP拡大推進加速化事業」の予算を十分に確保することが必要です。  
また、国際水準GAPの認証を取得するためには、審査費用や残留農薬等の分析に加え、認証対応のための施設改修等も必要になることから、「GAP拡大推進加速化事業」の活用により、認証取得の初期段階における支援を行うことが必要です。
  - (2) 国内では、海外と比べてGAPに対する消費者の認知度が低いことから、国際水準GAPに取り組む農業者等の努力が評価されるよう、消費者理解を促進することが必要です。
- 2 農畜産物の輸出促進に向け、二国間協議を強化すること。
  - (1) 県産柑橘のタイへの輸出が定着しつつある中、平成28年1月に新たな輸出検疫条件 (防疫病害 (SOS) 対策) が追加され、輸出拡大にあたり障壁となっています。また、相手先として有望な台湾へ輸出拡大を図るためには、インポートトレランス設定に向けた取組を強化することが必要です。
  - (2) 県産ブランド牛肉の輸出拡大をめざしていますが、中国等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、台湾やマカオ等で月齢制限 (30 か月齢未満) が残っています。これら輸入規制の撤廃・緩和に向けて、さらなる二国間協議の加速が望まれます。
  - (3) 日EU経済連携協定 (EPA) の大枠合意において、関税を即時撤廃するとされた茶については、EUへの輸出拡大のチャンスとなっていることから、インポートトレランス設定に向けた取組を強化することが必要です。

# 9 グローバル化に対応する強い農業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

- 東京オリパラを契機に、農産物の流通現場で国際水準GAPの認証取得に対するニーズの増加が予想される。
- 日EU・EPAの大枠合意などの農産物貿易交渉が進展し、輸出拡大のチャンス。

チャンスをつえ、  
農業の競争力強化を加速!

## 1 国際水準GAPの認証取得促進に向けた取組の加速

### みえGAPチャレンジ宣言!

「三重県GAP推進大会(7/24)」で、GAP認証の取得にチャレンジする「みえGAPチャレンジ宣言」を行い、農業者・関係団体・三重県が丸となってGAP認証の取得を促進!

三重県とJAグループみえ  
(三重中央会・JA全農みえ)が共同宣言!



### (1) 「GAP拡大推進加速化事業」の予算の十分な確保

- ・農産物70件、畜産物6件でGAP認証をめざし、推進体制を整備
- ・三重県農業大学校でも、国際水準GAP認証取得にチャレンジ
- ・認証取得のための施設改修や審査費用など、農業者の費用負担が大きい

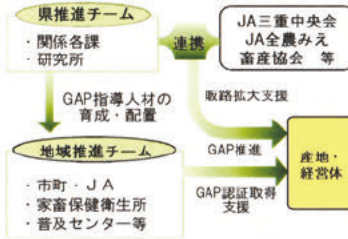
【例】  
毎年度の認証費用  
(アジアGAP)  
(12万円程度/1農場)

指導人材の  
育成が急務

認証取得の初期  
段階における  
支援が必要

「GAP拡大推進加速化事業」による、  
都道府県への十分な支援が必要

### 三重県の国際水準GAP推進体制 (農産物・畜産物)



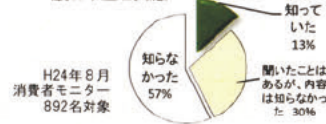
現状と課題

### (2) 消費者理解の促進

GAPに対する消費者認知度は13%と低い

東京オリ・パラを活用し  
消費者理解を促進することが必要

### GAPに関する意識・意向調査結果 (農林水産省実施)



## 2 農畜産物の輸出促進に向けた二国間協議の強化

### 官民一体で県産品の輸出拡大を推進!

平成26年3月に「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」を設置、官民が一体となり県産農畜産物の魅力を海外に発信!



### (1) 柑橘

【タイ】  
タイ検査官招へいによる輸出検査に加え、平成28年1月から、防疫病害(SOS)対策が追加

検査条件の緩和が必要

【台湾】  
残留農薬基準が日本と異なり、使用できる農薬に制限がある

残留農薬基準の設定に向けた取組を強化することが必要



タイへの輸出定着に成功しているのは三重県と静岡県だけ!

### (2) 伊賀牛・松阪牛等

【中国】  
日本産牛肉の輸入が認められていない

【台湾】  
輸出は解禁されたが、月齢制限(30ヶ月齢未満)は残る

【マカオ】  
月齢制限(30ヶ月齢未満)が残る

【アジア各国】  
個人消費用携帯品(お土産等)として輸出できるのはシンガポールのみ

さらなる二国間協議の強化が望まれる



香港やシンガポール、米国などに輸出、PR

### (3) 伊勢茶

#### 【EU】

- ・日EU・EPAの大枠合意で関税が即時撤廃されるとされ、輸出拡大のチャンス
- ・一方、米国に比べて残留農薬基準が厳しく、使用できる農薬に制限がある

残留農薬基準の設定に向けた取組を強化することが必要



H27年7月、ミラノ国際博覧会で伊勢茶をPR!

現状と課題

要

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会はもとより、輸出の促進や消費者ニーズの多様化を見据え、農業競争力の強化を図るため、国際水準GAP(グローバルGAP、アジアGAP、JGAP家畜・畜産物)の認証取得に向けた取組を加速すること。
  - (1) 都道府県が、GAPの指導人材を育成し、生産現場における的確な普及指導に取り組み、また、農業者の認証取得に向けたチャレンジを円滑に支援していけるよう、新しく創設される「GAP拡大推進加速化事業」の予算を十分に確保すること。
  - (2) 国際水準GAPに対する消費者の理解が進むよう、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用した情報発信に取り組むこと。

望

- 2 農畜産物の輸出促進に向け、二国間協議を強化すること。
  - (1) 柑橘の検査条件緩和に向けたタイとの協議を進めること。また、台湾とのインポートトレランス(残留農薬基準)設定に向けた取組を強化すること。
  - (2) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾やマカオ等との協議を強化すること。
  - (3) 茶の輸出拡大を図るため、輸入関税が撤廃されるEUとのインポートトレランス(残留農薬基準)設定に向けた取組を強化すること。

## 10 強い農林水産業を支える基盤づくりの充実・強化

(農林水産省)

### 【要望項目】制度・**予算**

- 1 農業の競争力強化と農村の防災減災対策を着実に推進するため、地域の要望に十分応えられる農業農村整備事業予算を確保すること。
- 2 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を早急に進めるため、漁港海岸事業を補助事業化するなど予算を十分に確保するとともに、新たな財政支援制度の創設などにより地方財政への影響を緩和すること。

### 《現状・課題等》

- 1 農業のグローバル化が進展する中、担い手への農地集積を加速させるため、農地の大区画化・汎用化、水路のパイプライン化などの生産基盤整備を計画的に進める必要があります。  
また、発生の緊迫度が高まっている南海トラフ地震等の大規模地震や、激甚化し頻発している集中豪雨などの自然災害に備え、老朽化が進む農業用ため池・排水機場の長寿命化や耐震対策を着実に進める必要があります。
- 2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発、治山施設の老朽化等による機能低下が懸念されており、県民の生命と財産を守るため、早急かつ計画的に治山事業を推進するとともに、国補事業で整備した治山施設約8千箇所の適切な維持管理や更新、機能強化対策等を着実に進める必要があります。
- 3 南海トラフ地震発生の緊迫度が高まる中、老朽化による機能低下が著しい漁港海岸保全施設の耐震化や長寿命化などの整備を早急かつ計画的に進める必要があります。これら整備には多大な費用と長期間を要するため、漁港海岸事業を補助事業化するなど予算を十分に確保するとともに、新たな財政支援制度の創設など厳しい地方財政への影響緩和が求められています。また、東日本大震災では、引き波による瓦礫の散乱により養殖漁場が壊滅する甚大な漁業被害が発生しており、近隣に優良な養殖漁場を有する地区については予算の優遇措置が必要です。

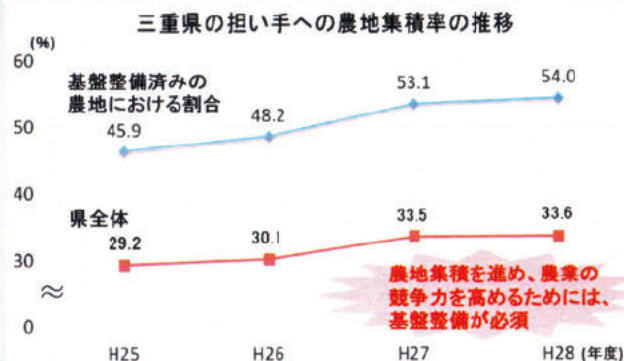
県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、農山漁村づくり課、治山林道課、水産基盤整備課  
関係法令等 土地改良法、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、農業水利施設保全合理化事業実施要綱、農村地域防災減災事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱、森林法、海岸法、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する法律

# 10 強い農林水産業を支える基盤づくりの充実・強化

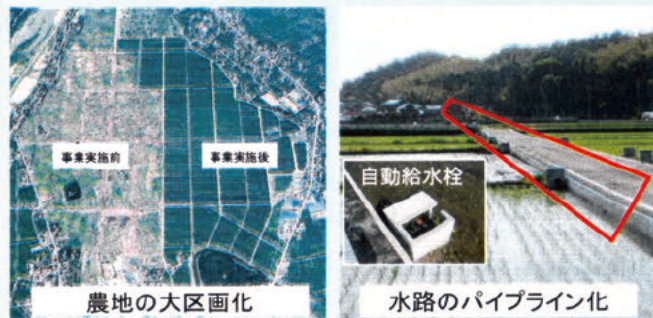
(農林水産省)

## 農業の競争力強化に向けた支援強化

担い手への農地集積を加速させるため、農地の大区画化・汎用化、水路のパイプライン化などの生産基盤の整備を計画的に進め、農業の競争力を一層強化することが必要。

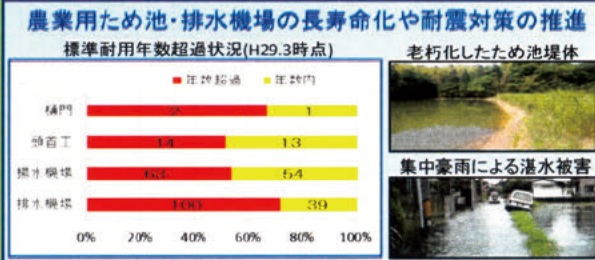
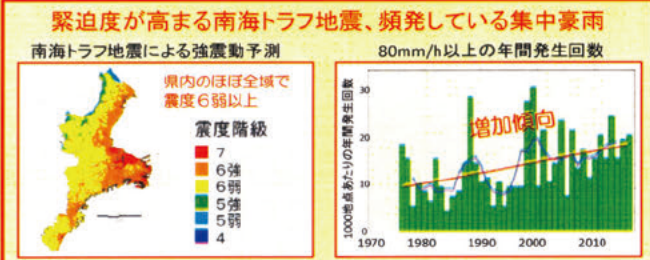


## 農業の競争力強化に向けた基盤整備



## 防災減災対策の着実な推進に向けた予算の確保

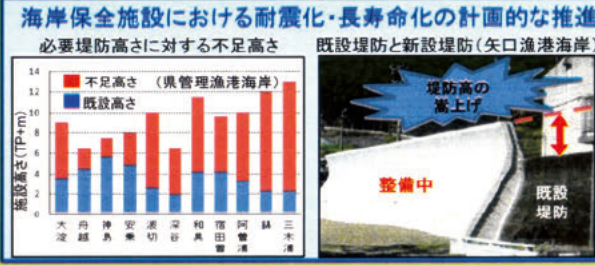
### 1 農村の防災減災対策を着実に推進するため、農業農村整備事業予算を確保すること



### 2 山地災害の早期復旧や治山施設の長寿命化対策を着実に進めるため、予算を確保すること



### 3 海岸保全施設の早急な整備のため、予算を重点配分するとともに財政支援を強化すること



要望

- 1 農業の競争力強化と農村の防災減災対策を着実に推進するため、地域の要望に十分応えられる農業農村整備事業予算を確保すること。
- 2 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を早急に進めるため、漁港海岸事業を補助事業化するなど予算を十分に確保するとともに、新たな財政支援制度の創設などにより地方財政への影響を緩和すること。

## 11 農山漁村の活性化に向けた支援の充実・強化

(農林水産省、厚生労働省)

### 【要望項目】 制度・予算

- 1 障がい者の農業への従事を支援する「農業版のジョブコーチ」を確保・育成するため、国がガイドラインを作成した上で、地域の農業の実情に応じて県などが実施する研修制度を創設するとともに、その人材の育成および活動支援が対象になるよう、農山漁村振興交付金を拡充し、予算を十分に確保すること。  
また、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託の掘り起しや斡旋を進める専門人材の確保・育成、および共同受注窓口などへの配置に対して支援を行うこと。
- 2 地域ぐるみで行う獣害対策を発展的かつ着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策の予算を十分に確保すること。また、ジビエ利用を拡大するため、「ジビエ倍增モデル整備事業」の予算を確保するとともに、モデル地区整備にあたっては民間主導による県域での取組が効果的に進められるよう、既存施設の活用・改修など地域の実情に応じた取組が実施可能な制度とすること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県では、障がい者の農業分野における就労の拡大に向けて、本年7月に設立した「農福連携全国都道府県ネットワーク」などを生かしながら、障がい者の施設外就労（農作業の請負）の促進等に注力して取り組んでいるところです。  
こうした中、全国的な取組の底上げを図るため、国がガイドラインを作成した上で、障がい者の農業への従事を支援する「農業版のジョブコーチ」の確保・育成に向けた研修制度を創設するとともに、県などが地域農業の実情に応じて、専門人材の育成に取り組めるよう、農山漁村振興交付金の拡充と十分な予算の確保が必要です。  
また、産地や農業経営体から障がい者に適応する農作業を掘り起して福祉事業所に斡旋できる専門人材の確保・育成、および共同受注窓口などへの配置に対する支援が必要です。
- 2 本県の野生鳥獣による農業被害金額は、これまで進めてきた侵入防止柵の整備や集落ぐるみで行う追い払い、有害鳥獣の捕獲等により着実に減少しています。しかしながら、被害金額は依然として高い水準にあることから、県では、こうした被害防止対策と併せて、組織的な捕獲体制整備への支援を行っているところです。さらなる被害低減を図るためには、地域ぐるみで実施する体制を生かし、獣害対策を加速することが重要であり、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保が必要です。  
また、本県では全国でもいち早く「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」を策定し、ジビエの品質向上や衛生管理のための基準を細かく定めるとともに、マニュアルを遵守する解体処理、加工、販売、飲食に関わる事業者を登録する「みえジビエ登録制度」を全国で初めて設け、ジビエの安全・安心を確保する取組を進めています。こうした中、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するためには、これまでの制度に加え、民間で運営する登録解体処理施設間が連携しながら、主体的に県域での供給体制を構築することが求められています。

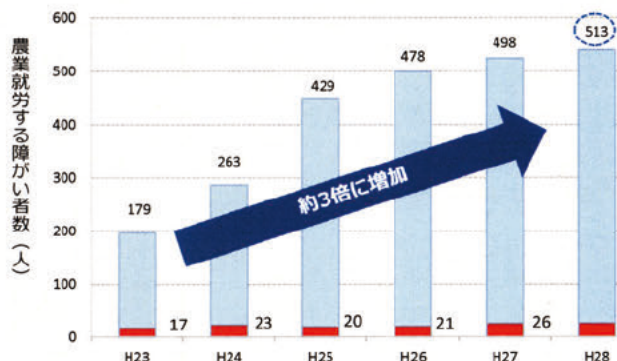
県担当課名 農林水産部担い手支援課、獣害対策課、フードイノベーション課  
関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律



# 11 農山漁村の活性化に向けた支援の充実・強化

(農林水産省、厚生労働省)

## 現状と課題(1) 障がい者の農業分野における就労拡大に向けて、障がい者の雇用や農作業受託につなげる人材の確保・育成が必要



農業ジョブトレーナーの活躍により、福祉事業所での就労人数は大幅に増加！

本県では、研修会の開催等により、障がい者の農業就業を支援する「農業ジョブトレーナー(農業版のジョブコーチ)」を育成・派遣



農業経営体による雇用実績は伸び悩んでいる状況

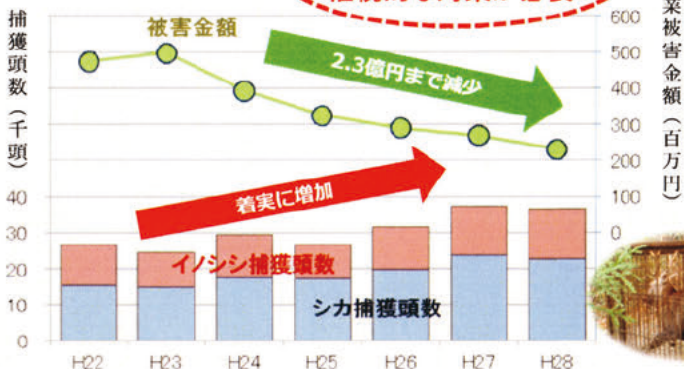
直接雇用のほか、農作業委託など、多様な就業機会を障がい者に提供できる余地がある。

### 【課題】

- 障がい者の農業への従事を支援する専門人材を確保・育成することが、農福連携の拡大に有効なことから、
  - 農業版のジョブコーチの研修制度の創設
  - 県などが取り組む人材育成への支援の強化が必要
- 産地や農業経営体から障がい者に適応する農作業を掘り起して福祉事業所に斡旋できる専門人材の確保・育成と共同受注窓口への配置が必要

## 現状と課題(2) 獣害対策の加速とジビエ利用の拡大に向けて、予算の確保と地域に応じた供給体制の構築が必要

### ◆ 獣害対策の加速



被害金額を低減するため継続的な対策が必要

着実に増加

2.3億円まで減少

### ◆ 「みえジビエ」の流通拡大に向けた供給体制の構築

#### 登録解体処理施設

- ・皮剥
- ・内臓処理
- ・脱骨
- ・精肉

#### 【一次処理】

- ・皮剥
- ・内臓処理

#### 中核拠点

- 【二次処理+保管】
- ・脱骨
- ・精肉
- ・出荷調整



三重県では民間主導により、「みえジビエ」の流通拡大に取り組んでいます。

### 【課題】

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な確保により、地域の捕獲力を一層強化し、被害防止と併せた獣害対策を加速することが必要
- ジビエ利用を拡大するため、登録解体処理施設間が連携しながら、主体的に県域での供給体制を構築することが必要

### 要

1 障がい者の農業への従事を支援する「農業版のジョブコーチ」を確保・育成するため、国がガイドラインを作成した上で、地域の農業の実情に応じて県などが実施する研修制度を創設するとともに、その人材の育成および活動支援が対象になるよう、農山漁村振興交付金を拡充し、予算を十分に確保すること。また、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託の掘り起しや斡旋を進める専門人材の確保・育成、および共同受注窓口などへの配置に対して支援を行うこと。

### 望

2 地域ぐるみで行う獣害対策を発展的かつ着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策の予算を十分に確保すること。また、ジビエ利用を拡大するため、「ジビエ倍増モデル整備事業」の予算を確保するとともに、モデル地区整備にあたっては民間主導による県域での取組が効果的に進められるよう、既存施設の活用・改修など地域の実情に応じた取組が実施可能な制度とすること。